

接続約款変更認可申請書



東相制第 13-0105 号
平成 26 年 1 月 21 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちやうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつばんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		ウ 1 芯式 のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①欄に 規定する料金額	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②欄に 規定する料金額	

区 分				単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア～イ (略)	(7) 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	1回線 ごとに	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	第6欄ア(7)①A欄 に規定する料金額
					② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	第6欄ア(7)①B欄 に規定する料金額
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	第6欄ア(7)①C欄 に規定する料金額	
		(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	1回線 ごとに	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	第6欄ア(7)②A欄 に規定する料金額	
② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	第6欄ア(7)②B欄 に規定する料金額					
③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	第6欄ア(7)②C欄 に規定する料金額					

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)③欄に規定する料金額	
	エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,082円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,082円	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1回線ごとに	6,264円	
(4) ~ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額
	エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,998円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,906円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	5,832円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,998円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,906円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	5,832円
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,178円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,083円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,007円
(4) ~ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,211円</u>	_____
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	<u>4,211円</u>		

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,388円</u>	_____
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	<u>4,388円</u>		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,041円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,041円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,132円
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,041円	

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,999円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,916円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,999円
					B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円
					C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,916円
			③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,089円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,042円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,003円	
			(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,999円
					B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円

		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,041円	
		③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,132円	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,835円		

			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,916円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,999円	
	B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	2,953円		
	C 平成28年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	2,916円		
		③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,089円	
	B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	3,042円		
	C 平成28年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	3,003円		
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,809円		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,783円		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,756円		

		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,835円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	2,916円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,809円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,783円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,756円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,889円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,862円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,834円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,545円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,261円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,937円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,613円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,289円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,965円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,641円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,265円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,941円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,617円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,293円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,969円</u>
39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,645円</u>		
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,321円</u>		

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>6,299円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,609円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,449円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,289円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,129円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,969円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,809円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,649円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,489円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,399円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,239円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,079円</u>
39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,919円</u>		
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>18,759円</u>		

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備 考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 り)により 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,356円 接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。	
			(4) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額に、600 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則(消費税 相当額を加算)の 規定にかかわら ず左欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。	

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備 考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 り)により 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,317円 接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。	
			(4) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額に、 600円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。	

			<u>(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金</u>	<u>1回線ごとに</u>	<u>平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額</u>	<u>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u>
--	--	--	-------------------------------	---------------	--	---

			<u>(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金</u>	<u>1回線ごとに</u>	<u>2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、503円を加算した料金額</u>	<u>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる503円のうち、492円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u>
--	--	--	-------------------------------	---------------	---	---

イ 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,356円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
	(イ) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
		1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(イ)欄に規定 する料金額に、600 円を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。
	(ウ) 平成27 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成27年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(イ)欄に規定す る料金額に、491円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる491円 のうち、479円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。

イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2の もの	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,317円	接続開始日から、 1年未満の場合に適 用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未満の 場合に適用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額に、 600円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる600円 のうち、585円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
	(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未満の 場合に適用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる491円 のうち、479円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
	(ウ) 平成28 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)③欄に規 定する料金額に、 503円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる503円 のうち、492円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

	ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,423円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
		(イ) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(ウ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(ウ)欄に規定 する料金額に、617 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる617円 のうち、601円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

	ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,383円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
		(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額に、 617円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる617円 のうち、601円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額に、 505円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる505円 のうち、493円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
			1回線 ごとに		

			<u>(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金</u>	<u>1回線ごとに</u>	<u>平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額</u>	<u>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u>
--	--	--	-------------------------------	---------------	--	---

			<u>(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金</u>	<u>1回線ごとに</u>	<u>2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額</u>	<u>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、506円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u>
--	--	--	-------------------------------	---------------	---	---

2-1-1-2 加算料

			月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	(略)	(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの 1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額	
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの 1回線ごとに	162円	
	ウ 2芯式のもの	1回線ごとに	324円	

2-1-1-2 加算料

			月額		
区分	単位	料金額	備考		
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	(略)	(略)		
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	160円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	162円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	156円
	ウ 2芯式のもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	320円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	324円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	312円

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	261円	71円
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	261円	71円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	269円	73円
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	273円	71円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	273円	71円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	73円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	268円	71円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	268円	71円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	276円	73円

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	280円	74円
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	275円	72円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	275円	72円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	283円	74円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	280円	74円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	2,835円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線ごとに	2,835円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	1光信号主端末回線ごとに	2,916円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,809円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,783円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,756円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,809円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,783円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,756円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,889円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,862円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,834円

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区分	単位	料金額	備考			
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,356円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区分	単位	料金額	備考			
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,317円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、503円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる503円のうち、492円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

	ウ アイ以外のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,423円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			(4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額
		1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

	ウ アイ以外のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,383円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

			(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、506円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	--	--

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.31%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過した日から2年が経過する日までに、接続を終了した場合	接続を開始した日から12ヶ月間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額
(3) 接続事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して2年が経過した日から3年が経過する日までに接続を終了した場合	終了日から、接続を開始して3年が経過する日までの期間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.14%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過した日から2年が経過する日までに、接続を終了した場合	接続を開始した日から12ヶ月間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額
(3) 接続事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して2年が経過した日から3年が経過する日までに接続を終了した場合	終了日から、接続を開始して3年が経過する日までの期間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄才欄及び2-1-1-2第1欄工欄に係るものに限ります。）及び通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るものうち、専用サービス契約約款に規定するSONETインタフェース及びSDHインタフェースに係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。また、当社は、以下の料金表（（1）-1 端末回線伝送機能（基本料）及び（1）-2 端末回線伝送機能（加算料）に限ります。）に規定する網使用料（平成23年4月1日から平成26年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

（1）-1 端末回線伝送機能（基本料）

区 分			単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	1回線ごと	12,529円	—

（1）-2 端末回線伝送機能（加算料）

区 分		単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	1回線ごと	648円	—

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄才欄及び2-1-1-2第1欄工欄に係るものに限ります。）及び通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るものうち、専用サービス契約約款に規定するSONETインタフェース及びSDHインタフェースに係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。また、当社は、以下の料金表（（1）-1 端末回線伝送機能（基本料）及び（1）-2 端末回線伝送機能（加算料）に限ります。）に規定する網使用料（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

（1）-1 端末回線伝送機能（基本料）

区 分			単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	12,356円
			イ 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	12,166円
			ウ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	12,014円

（1）-2 端末回線伝送機能（加算料）

区 分		単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	640円
		イ 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	648円

		ウ 平成28年4月 1日以降に適用 する料金	1回線ご とに	624円	
--	--	------------------------------	------------	------	--

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。

(網使用料の算定に係る措置)

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料（接続料規則第8条第2項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能2-1-1-1第9欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。以下この附則において同じとします。）の原価の実績値（平成25年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

3 当社は、この改正規定に係る平成25年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成25年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成27年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

5 当社は、前2項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。